平成２３年（フ）第２５１５号
横浜市旭区鶴ケ峰１丁目53番地　鶴ケ峰アパートＨ－９
債務者　福井　猛吏
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５４６号
横浜市神奈川区片倉５丁目30番14号　ひばりケ丘ハイツ105号
債務者　石塚　とよ
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５５５号
横浜市神奈川区泉町８番地７　エスポワール・ドゥ・フォンテーヌ５Ｆ
債務者　氏家　千尋
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２７号
岡山市北区白石東新町16番地　中村マンションＢ202
債務者　橋本貴市郎
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３５号
岡山県瀬戸内市邑久町山田庄373番地　Ａ－201
債務者　川端　達也
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３６号
岡山県瀬戸内市邑久町山田庄373番地　Ａ－201
債務者　川端美樹子（旧姓吉永）
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９６号
岡山市中区浜１丁目11番４号
債務者　景山　卓二
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９７号
岡山市中区浜１丁目11番４号
債務者　景山　育子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３８４１号
東京都中野区江古田１丁目24―17―301
債務者　堀内　靖悌
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３８７０号
東京都稲城市平尾３丁目１－１　平尾住宅40棟202
債務者　五傳木香里
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９１３号
東京都調布市飛田給１丁目52―４　第１桐屋荘203
債務者　羽川　音彦
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９１５号
東京都大田区大森中３丁目15―４―102
債務者　櫻井　京子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９１６号
東京都豊島区駒込１丁目10―13―601
債務者　山崎　國昭
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９２２号
東京都足立区西新井３丁目21―９―403
債務者　清水　　博
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９２４号
東京都足立区弘道１丁目14―４―205
債務者　藤崎　忠広
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９２６号
東京都あきる野市菅生1159　松楓園
債務者　原澤マチコ
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部